

○ 委員長報告

9月定例会本会議で報告されたエネルギー・危機管理対策特別委員長報告は、以下のとおりです。

平成27年9月定例会

エネルギー・危機管理対策特別委員長報告

報告いたします。

エネルギー・危機管理対策特別委員会では、本年7月2日に伊方原発再稼働に関する請願の付託を受けて以来、閉会中も含め、これまで計7回の委員会を開催し、この間、8月4日には、原子力規制庁、5日には、資源エネルギー庁、25日には、四国電力株式会社、9月7日には、県伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会、原子力規制庁及び内閣府の関係者を参考人招致し、意見聴取するとともに、9月9日には、伊方原子力発電所の現地調査を行い、安全対策の実施状況について確認を行いました。

その上で、10月6日の委員会では、6月定例会から継続審査となっていた請願4件と、9月28日に当委員会に付託された56件の計60件の請願について審査を行いました。

当委員会に付託されました請願の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、請願第39号の「伊方原発再稼働について全議員で審議し、決定することを求める請願」1件につきましては、願意を満たすことができないとして不採択、請願第30号及び請願第38号の「伊方原発再稼働の是非を問う住民投票の実施を求める請願」2件につきましてもいずれも願意を満たすことができないとして不採択、「伊方原発3号機の再稼働の是非に関する請願」のうち、早期再稼働を求める請願第15号、請願第16号、請願第24号及び請願第37号については、願意妥当と認め採択、再稼働をしないよう求める請願第17号、請願第19号ないし請願第22号、請願第25号ないし請願第29号、請願第31号ないし請願第33号、請願第40号ないし請願第79号については、いずれも願意を満たすことができないとして不採択と決定しました。

以下、審査の過程における意見の概要を申し上げます。

まず、請願第39号についてであります。

このことについて一部の委員から、

- ・ 当議会では、伊方原発の再稼働に関しては、本特別委員会を設置し、これまで、国から、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査の結果や、原子力政策、原子力防災対策、四国電力から安全対策の実施状況、県原子力

安全専門部会からは安全性の確認結果について説明を受けたところであり、本特別委員会の審議結果は本会議で報告され、その上で本会議で全議員で議論されるものである。

- ・ 本特別委員会での審議も踏まえて、全議員でさらに議論を深めていくべきであるという本請願の趣旨は理解できる。

などの意見がありました。

次に、請願第 30 号及び請願第 38 号についてであります。

このことについて一部の委員から、

- ・ 我々県議会議員は、民意を代表する立場として、それぞれの議員活動の中で地域の声を踏まえたうえで議論してきている。
- ・ 県民の様々な意見については、各市町議会で議論されているほか、我々県議会議員も住民の意見を聞き、それらを踏まえて県議会において議論している。
- ・ 議会制民主主義に則り、県議会及び本特別委員会において、それぞれの立場で十分議論した上で、責任を持って結論を出す必要がある。
- ・ 先般八幡浜市長から、覚書に基づく県からの意見照会に対する回答があったが、このようなものも住民の声として受け止めるべきである。
- ・ 政治は、住民の声をいかに汲み取るかが重要であり、住民が自らの声を届けたいという思いは、重く受け止めるべきである。
- ・ 住民が、投票という形で、それぞれの意見を表明できる場があってもよい。

などの意見がありました。

次に、請願第 15 号ないし請願第 17 号、請願第 19 号ないし請願第 22 号、請願第 24 号ないし請願第 29 号、請願第 31 号ないし請願第 33 号、請願第 37 号、請願第 40 号ないし請願第 79 号についてであります。

このことについて理事者から、伊方原発の安全性、防災対策、事故の賠償責任等、エネルギー政策、再稼働関係などについて説明がありましたが、その中で、本委員会当日に開催された原子力防災会議において、安倍総理大臣から中村知事に対し、「再稼働を進める政策の責任は政府にある。万一災害が発生した場合には、政府が責任を持って対処する。原子力の重要性やその安全対策、原子力災害対策について、国民に丁寧に説明する。」との意見表明があった旨の報告がありました。

これに対し、一部の委員から、

- ・ 原発再稼働に関する民意は複雑であるが、その民意を汲み取って議論をし、責任を持って結論を出す必要がある。
- ・ 伊方 3 号機の安全性については、原子力規制委員会が、新規制基準に基づき、地震、津波、火山対策や重大事故対策等について審査の上、基準に適合したと判断し、県の原子力安全専門部会でも別の視点での安全性の確認がなされたものと認識している。また、伊方原発の基準地震動も適正に評価されているものと認識している。さらに、県の原子力安全専門部会で

は、原子炉工学や耐震工学等の各分野の専門家が、客観的かつ公正に意見を述べられてきたと考えており、以上のことから、伊方原発の安全性については確保されていると考えられる。

- ・ 県、市町とも、十分具体的な避難計画が策定されていると認識しており、国の支援や周辺県の協力が得られることも勘案すると、避難計画や防災対策に実効性がないとは言えない。
- ・ 万が一の事故の際の補償や責任については、関係法令に基づき、事業者が責任を持って対応することはもちろん、国における支援についても法令上は必要な整備がなされている。さらに、原子力防災会議において総理大臣から国の責任について明言があったことは、非常に重要である。
- ・ 使用済み燃料の処理や高レベル放射性廃棄物の最終処分、原発の廃炉技術の確立については、国が責任を持って取り組んでおり、再生可能エネルギーの普及や電源種別の選択についても取り組みが進められているものと理解している。
- ・ 国民生活や経済活動への影響を勘案すると、原発再稼働による電力の安定供給に頼らざるを得ない。
- ・ 当委員会では、これまで国や原子力安全専門部会からの説明を受け、伊方発電所での現地調査で安全対策への取り組みを確認するなど、真摯に議論を重ねてきた。また、総理からの発言も得られた今、早期再稼働を求める請願の採択を判断すべきである。
- ・ 国の責任に係る総理からの発言が得られたことに安堵している。国において安全性が確認された原発は再稼働すべきである。
- ・ 原発に依存しない社会を目指しながら、当面は安全性を最優先に、動かせるものは動かしていくという現実的選択をせざるを得ない。同時に、廃炉技術の確立については国に引き続き求めていくべきである。
- ・ 長年にわたり国のエネルギー政策に協力・共存してきた地元住民の生活設計に対する不安が非常に大きくなっており、早急に結論を出すべきである。
- ・ これまでのエネルギー・防災対策特別委員会及びエネルギー・危機管理対策特別委員会での原発に関する審議は、ほとんど国や四国電力関係者を参考人招致して行われており、異なる立場の意見を聞いたかっところである。また、新規制基準において事故の発生確率を100万年に1回と設定していることは理解できず、再稼働については容認できない。
- ・ 提出された請願には、個々の請願者の思いがあるのであり、ひとまとめにして審査するべきではない。また、批判的意見に対しても真摯に向き合い議論することが、県議会の責任であると考えられる。

などの意見がありました。

以上で報告を終わります。